

デジタル通貨ソリューションのご案内

2026年3月

株式会社ディーカレットDCP

1. デジタル通貨とは

2. トークン化預金“DCJPY”とは

Appendix

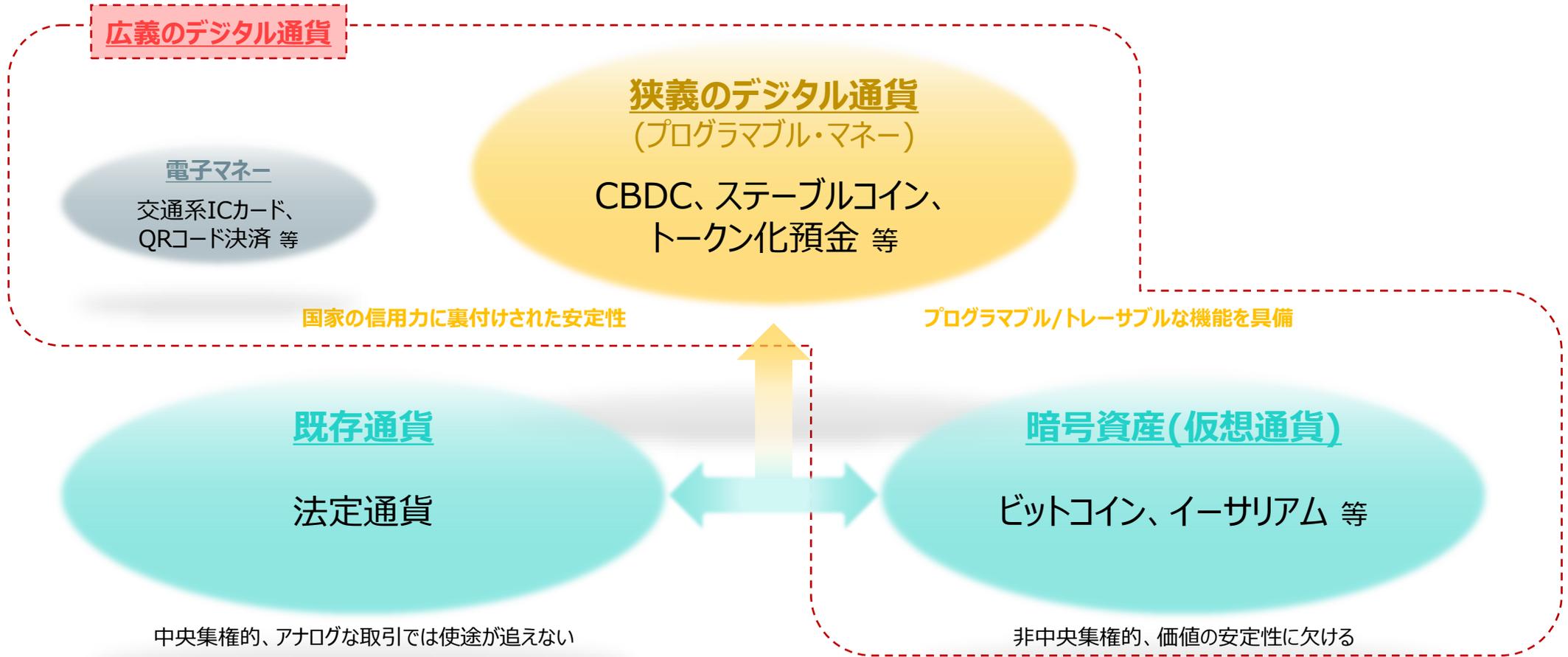
- ① デイーカレットDCPについて
- ② デジタル通貨の動向と見通し

1. デジタル通貨とは

- ① デジタル通貨の定義と誕生の背景
- ② 既存の通貨・決済手段との違い
- ③ トークン化預金とステーブルコインの違い

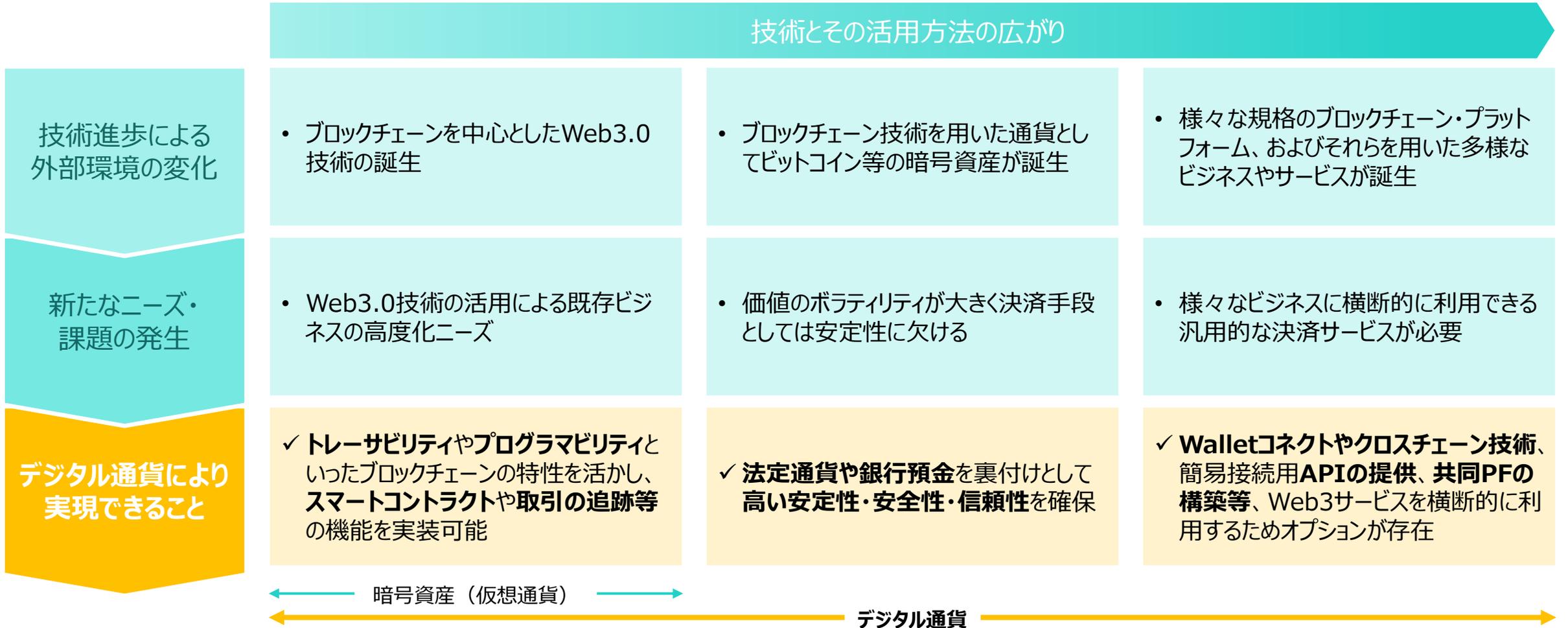
①デジタル通貨の定義と誕生の背景 | 定義

既存通貨へのアンチテーゼとして生まれた暗号資産（仮想通貨）も広義のデジタル通貨であるが、価値貯蔵機能の不安定さといった貨幣として広く流通するうえでの課題を有しており、そうした問題を解消するソリューションとして、双方の利点を併せ持つ狭義のデジタル通貨が誕生



①デジタル通貨の定義と誕生の背景 | 誕生の背景

デジタル通貨は、技術の進歩により到来したWEB3.0時代における、新たなニーズ・課題に応えるための手段として誕生



② 既存の決済手段との違い

他の決済手段と比べ、デジタル通貨は機能面・コスト面で優位性あり

決済手段	デジタル通貨の特徴			決済上限額	取引コスト (手数料等)	
	1 価値の即時移転	2 プログラムビリティ	3 トレーサビリティ			
デジタル通貨	ステーブルコイン (電子決済手段)	○ 即時移転可能	○ データ書込可能	○ 対改ざん性高/ 公開可能	○ 種類により異なる 信託型SCはなし	○ 低い (手数料)
	トークン化預金	○ 即時移転可能	○ データ書込可能	○ 対改ざん性高/ 公開可能	○ なし	○ 低い (手数料)
これまでの決済手段	銀行振込等	▲ 銀行営業時間 に限定	✕ データ書込不可	▲ 非公開	○ なし	✕ 高い (手数料)
	電子マネー	✕ 加盟店精算に タイムラグあり	✕ データ書込不可	▲ 非公開	▲ 低い	✕ 高い (手数料)
	クレジットカード	✕ 加盟店精算に タイムラグあり	✕ データ書込不可	▲ 非公開	▲ 比較的低い (信用リスクに依存)	✕ 高い (手数料)
	現金	▲ 対面取引に限定	✕ データ書込不可	✕ 追跡不可能	○ なし(多額決済は防 犯上懸念あり)	✕ 高い (人件費)

デジタル通貨の特長

- 1 価値の即時移転**
 入金したお金をすぐに支払いに使える
 24時間365日 いつでも取引可能
- 2 プログラムビリティ**
 データが書き込め、スマートコントラクトによる自動化・省力化が可能
- 3 トレーサビリティ**
 お金の流れが追跡可能/改ざんできない

③トークン化預金とステーブルコインの違い

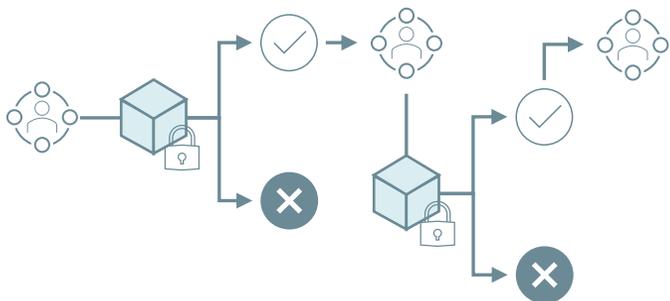
ステーブルコインの方が利用における自由度は一見高いが、その分、サービス提供者だけでなくサービス利用者にも高いリテラシーと取引への責任が求められる
トークン化預金は、既存の銀行預金をその法的性質を変えずに高度化したものであるため、利用者に求められる新たな負担はほとんど発生せず

		トークン化預金		ステーブルコイン			
利用方法	開設	預金口座開設（取扱銀行の口座）		ウォレット開設（デジタルウォレット）			
	決済・送金	【内国為替】送金先の口座番号を指定して送金 【海外送金】未実装（海外PFとの連携について協議中）		送金先のウォレットアドレスを指定して送金			
利用者 メリット等	法人	業務影響	法的に「預金」のため、財務会計への影響は少ない 残高は預金保険法に基づき保護される		現預金勘定への計上は困難な見込みであり、 会計等への影響あり（3号SCであれば受益権での決済）		
		送金上限額	特になし		資金移動型1号SC：発行上限 100万円/件 *1 信託型3号SC：特になし		
	共通	運用収益 (利息)	これまでの商用化事例は、いずれも決済用預金で付利なし (普通預金とすることも可であり、その場合付利可能)		付利できないが、レンディング等で収益取得の可能性あり		
	個人	通常決済	通常) 預金であり、特に不都合は生じない デジタル資産購入) 販売先の受入仕組み次第		通常) 円と同価値であるが、ウォレットから円転する必要あり デジタル資産購入) オンチェーン上で決済しやすい		
流通範囲		銀行側でKYC済の口座保有者の利用に限定		パブリックチェーンであり、不特定の相手方へも移転可能			
主な国内事業者	取扱者	-		-	メガバンク3行(予定)	三井住友銀行(予定)	
	発行体	GMOあおぞら銀行、 ゆうちょ銀行 (予定)		北國銀行	JPYC	三菱UFJ信託銀行(予定) 三井住友銀行(予定)	
	PF	 		デジタルプラットフォーム	JPYC	Progmatt TIS, Ava Labs, Fireblocks	

2. トークン化預金“DCJPY”とは

DCJPY とは...

ブロックチェーン由来の機能性と



- ✓ 特定条件を満たした場合に取引を自動処理する“スマートコントラクト”や、資金用途や送金先の制御等、通貨に機能をプログラムすることが可能
- ✓ 取引が全てチェーン上に記録されることで、資金の流れや残高を追跡・把握するといった、高い管理機能を持たせることもできる

銀行預金と同等の性質を併せ持ち



- ✓ 銀行預金と同等に、その価値は円に完全連動し、残高は預金保険法により保護されるなど、既存の堅牢な預金システムのもと、高い安全性を有する
- ✓ 法的に預金と整理されることで、会計上も預金と同様の処理が可能であり、企業の決算作業等において特別な処理が不要

多様なビジネスに応用可能な通貨



- ✓ デジタル通貨を発行するフィナンシャルゾーンと、デジタル通貨を用いた商取引を行うビジネスゾーンの、異なるブロックチェーンネットワークによる2層構造とすることで、高い汎用性・相互運用性（インターオペラビリティ）を有し、様々なビジネス領域への活用を検討できる



トークン化預金“DCJPY” | 特徴：ブロックチェーン由来の機能性 - ブロックチェーン取引の特徴

ブロックチェーンを活用することで、契約者や契約内容の真正性証明、合意内容のトレース、スマートコントラクトを活用した契約自動執行等が可能となる

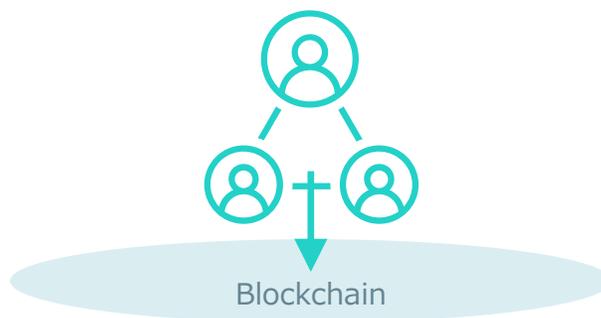
“電子署名”、“身元確認”による真正性担保



契約締結やトークンの移転時に電子署名を行い、検証鍵を用いて契約書の当人性を確認する。当人の身元は、Amic Signと連携している銀行口座開設の身元確認結果から確認する。

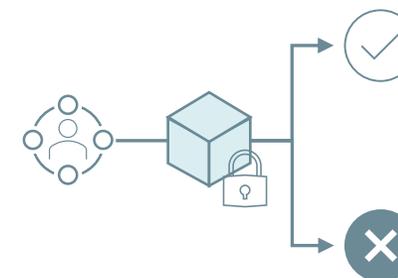
身元確認と電子署名によって、相対取引者の属性情報の確認や契約締結やトークンの移転等の真正性を担保することができる。

“ブロックチェーン”による合意内容のトレース



当事者間で合意した内容(合意者と契約書類のハッシュ値等)をブロックチェーンに記録することで機密情報を保護した状態で契約事実のみを透明性ある状態で格納する。契約不履行や訴訟等による紛争解決時に第三者が契約内容を監査する時にトレース内容を確認、実際の契約書類と突合させることで合意内容・プロセスを正しく確認することができる。

“スマートコントラクト”による契約自動執行・透明性確保



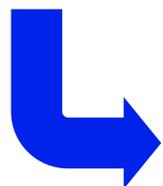
スマートコントラクトを活用することで当事者間で締結した契約内容の一部を自動的に執行することが可能(例：検収完了後の資金支払い、預金高に応じた貸出レート設定・特定条件でのトークン自動売買等)

複雑条件の事務処理(保険金の支払い等)の自動執行も可能、ロジックが公開されるため透明性高く、複数ステークホルダが関与する契約執行に対応できる。

トークン化預金“DCJPY” | 特徴：銀行預金と同等の性質 - DCJPYの法的解釈

DCJPYは、資金決済法で定義されているステーブルコインとは異なり、預金をデジタルな世界で通貨として取り扱うものとして、便宜上「トークン化預金」と呼称します。「預金」同様の扱いが可能、特定者間で使用される、といった特徴を持っています。

	トークン化預金	ステーブルコイン (電子決済手段)	暗号資産 (仮想通貨)
概要	<ul style="list-style-type: none"> 預金をブロックチェーン技術を用いてデジタルトークン化^{*1}したものであり、法的性質や会計上の取扱いは預金同等 	<ul style="list-style-type: none"> 価格が法定通貨に連動し、安定するように設計されたデジタル通貨であり、ブロックチェーン技術を用いて実現されるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 法定通貨と相互に交換可能で、電子的に記録され移転できるが、法定通貨または法定通貨建て資産ではないもの
具体例	DCJPYなど	Progmatic Coinなど	Bitcoinなど
準拠法・関連法	銀行法、預金保険法など	資金決済法など	資金決済法など ^{*2}
法的性質	預金債権	信託受益権など	暗号資産 ^{*2}
価値の裏付	(裏付ではなく、銀行預金そのもの)	信託財産など	なし

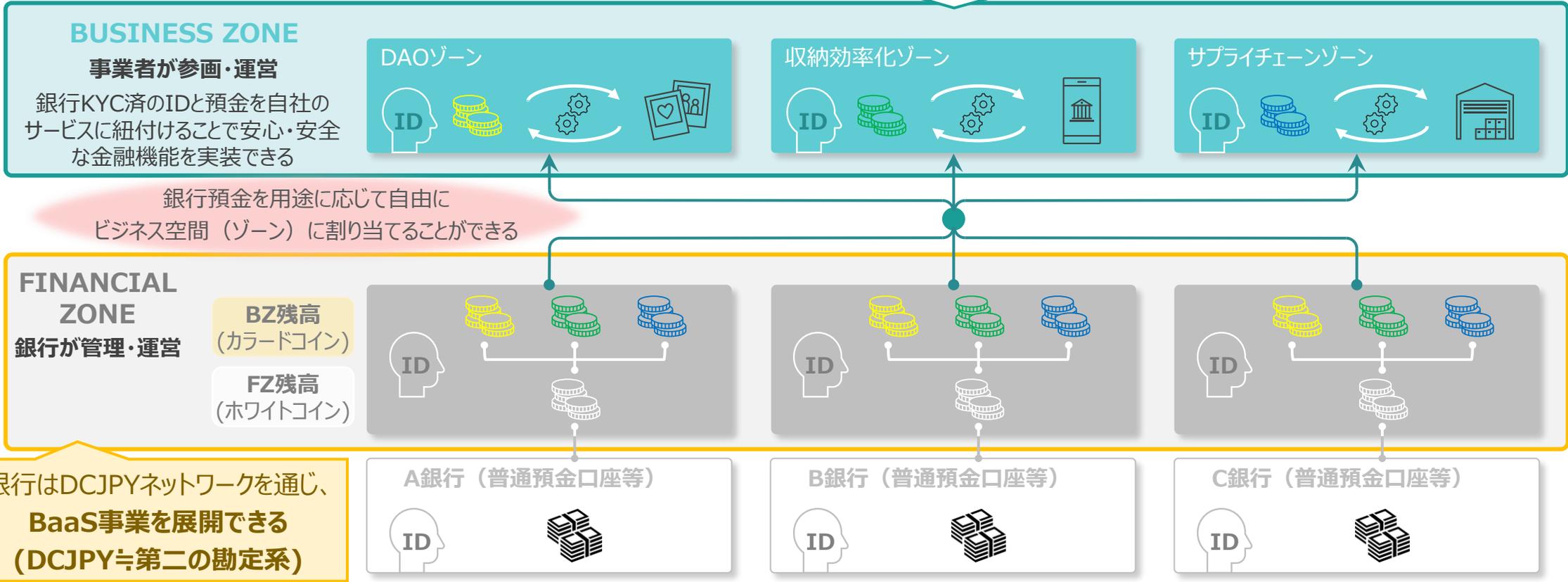


法的に預金と解釈されることの意味合い	
① 預金保険制度への適合性	③ 銀行KYCの適用
② 「預金」としての会計処理	④ マネーの二層構造と信用創造の適用

トークン化預金“DCJPY” | 特徴：多様なビジネスに応用可能 - DCJPYネットワークの二層構造について

DCJPYネットワークはビジネスゾーンとフィナンシャルゾーンの二層構造となっており、これにより銀行と事業者をN:Nで接続するMultiple BaaSが実現可能
また、事業者は当社（電子決済等代行業）の連鎖接続先となることで、特段のライセンスを取得することなく、自社サービスへの金融機能の組み込みが行える

事業者はDCJPYネットワークとAPI連携することで、
自社サービスに預金・決済機能を組込むことができる



DCJPYネットワークとの接続により利用できる機能イメージ

DCJPYネットワークでは、トークン化預金を用いた決済サービスや、ネットワーク上で利用可能なデジタル資産の発行・管理機能をAPI形式で提供



Appendix

- ① デイカレットDCPについて
- ② デジタル通貨の動向と見通し

①ディーカレットDCPについて | 弊社の概要・沿革と株主構成

デジタル通貨『DCJPY』を軸に、新たな金融プラットフォームの構築に取り組んでおり、国内の代表的な企業が数多く参加する『デジタル通貨フォーラム』も運営

会社概要

商号 : 株式会社ディーカレットDCP
設立年月 : 2020年2月
所在地 : 東京都千代田区富士見2丁目10-2
事業内容 : デジタル通貨事業、電子決済代行業者（関東財務局長（電代）92号）

沿革

2018年 1月 国内リーディングカンパニー19社の共同出資会社により「株式会社ディーカレット」設立
2020年 2月 デジタル通貨事業の準備を行うため子会社「デジタルカレンシーLab株式会社」設立
6月 デジタル通貨勉強会を開始、同年11月に最終報告書を発表
12月 デジタル通貨フォーラム設立
2021年 10月 デジタルカレンシーLabから「株式会社ディーカレットDCP」へ商号変更
11月 DCJPY(仮称)ホワイトペーパーおよびプログレスレポート公表
11月 ディーカレットDCPが電子決済等代行業者の登録を取得
12月 「株式会社ディーカレットホールディングス」設立
2022年 1月 初のDCJPYに関する実証実験を実施
7月 二層構造デジタル通貨プラットフォームの特許登録
2023年 1月 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証取得
10月 DCJPYホワイトペーパー2023を公表
10月 DCJPYを活用した商用サービス第一弾の共同推進についてプレスリリース
2024年 8月 商用第1号案件のサービスローンチ
2025年 9月 ゆうちょ銀行におけるトークン化預金の取扱いに向けた検討を公表
9月 トークン化預金を用いた外貨取引の検討に向け、Partior・SBI新生銀行とMOU締結

株主構成（株主数：43社）

金融・保険

- **ネット系金融グループ**
 - ・ SBIホールディングス(株)
 - ・ GMOフィナンシャルホールディングス(株)
- **銀行**
 - ・ (株)三菱UFJ銀行
 - ・ (株)静岡銀行
 - ・ (株)三井住友銀行
 - ・ (株)ゆうちょ銀行
 - ・ (株)肥後銀行
 - ・ (株)鹿児島銀行
- **証券**
 - ・ (株)大和証券グループ本社
 - ・ 野村ホールディングス(株)
 - ・ 松井証券(株)
- **保険**
 - ・ 住友生命保険相互会社
 - ・ SOMPO Light Vortex(株)
 - ・ 第一生命保険(株)
 - ・ 大同生命保険(株)
 - ・ 東京海上日動火災保険(株)
 - ・ 日本生命保険相互会社
 - ・ 三井住友海上火災保険(株)
 - ・ 明治安田生命保険相互会社

インフラ・不動産

- **運輸**
 - ・ 東日本旅客鉄道(株)
 - ・ ヤマトホールディングス(株)
 - ・ 阪急阪神ホールディングス(株)
- **電力**
 - ・ 中部電力(株)
- **不動産**
 - ・ 三井不動産(株)

情報通信

- **IT**
 - ・ (株)日立製作所
 - ・ TIS(株)
 - ・ (株)N S D
 - ・ (株)富士通
 - ・ 伊藤忠テクノソリューションズ(株)
- **通信**
 - ・ (株)インターネットイニシアティブ
 - ・ KDDI(株)
 - ・ 日本電信電話(株)
 - ・ (株)オプテージ
 - ・ (株)Qnet
 - ・ (株)エネコム

卸売・小売

- **商社**
 - ・ 伊藤忠商事(株)
 - ・ 三菱商事(株)
- **小売**
 - ・ (株)ビックカメラ

その他

- ・ ALSOK(株)
- ・ アビームコンサルティング(株)
- ・ (株)電通グループ
- ・ セコム(株)
- ・ TOPPANホールディングス(株)

①ディーカレットDCPについて | 直近プレス：ゆうちょ銀行がトークン化預金“DCJPY”の取扱を開始予定（26年度）

2025年9月1日の日本経済新聞の朝刊一面に掲載され、銀行のみならず多業種にわたり問い合わせあり。同日、プレスリリースを公表

2025年9月1日 プレスリリース

2025/09/01 プレスリリース

ゆうちょ銀行におけるトークン化預金の取扱に向けた検討について

株式会社ゆうちょ銀行（本社：東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長：笠間 貴之、以下「ゆうちょ銀行」）は、株式会社ディーカレットDCP（本社：東京都千代田区、代表取締役：村林 聡、以下「ディーカレットDCP」）が提供するプラットフォームを利用し、2026年度中を目途に、トークン化預金（*1）の取扱を開始することを検討しておりますので、お知らせいたします。

1. トークン化預金の検討の概要

ゆうちょ銀行は、日本郵政グループが掲げる「共創プラットフォーム」構想のもと、お客さまに新しい価値を提供することを目的に、個人・法人向けにトークン化預金の取扱いを検討しています。

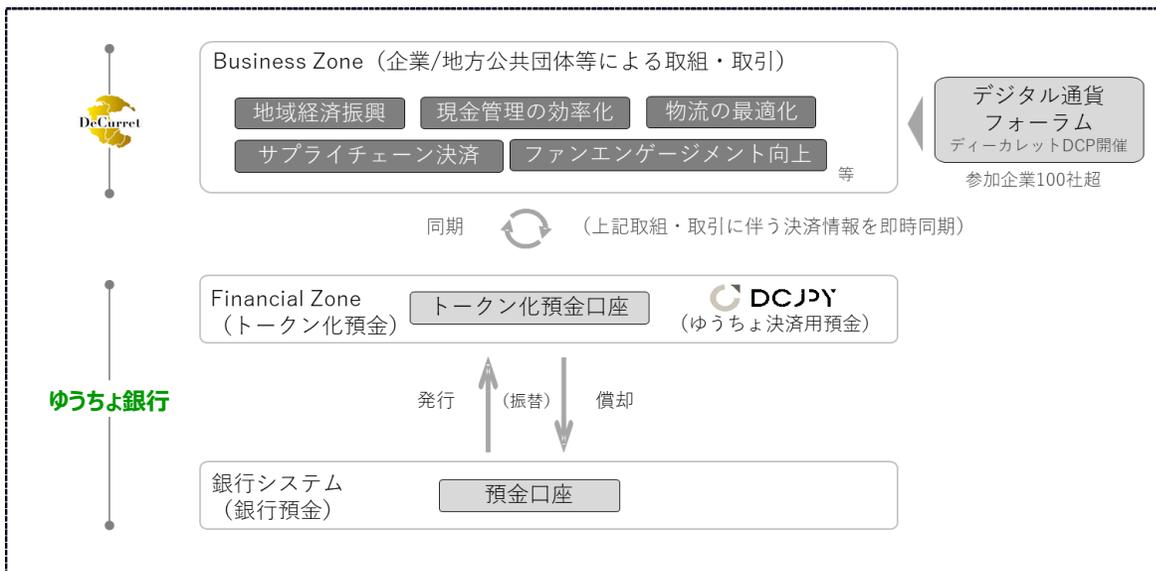
検討中のトークン化預金では、ブロックチェーン技術を活用し、決済における即時性と透明性を兼ね備えたものとする想定です。ゆうちょ銀行が発行体となり、ゆうちょ銀行の決済用預金として決済機能の提供を可能とすることで、預金保険の対象となるなど、安心、安全にご利用いただけるものです。

スマート・コントラクト等のブロックチェーン由来の機能を活かした、様々な事業者との連携を想定し、ディーカレットDCPが主催するデジタル通貨フォーラム参加企業様のうち、すでに複数候補先との協議も進めております。まずは、2026年度中を目途にNFT（*2）やセキュリティトークン（*3）の取引に連動する決済手段の提供開始を検討しております。

2. 今後について

今回、ゆうちょ銀行がトークン化預金を取り扱うことをきっかけに、新たなビジネスの共創拡大を目指してまいります。

トークン化預金プラットフォームを利用したDCJPYの活用イメージ



<参考：日経電子版 記事>

- ゆうちょ銀行、貯金をデジタル通貨に 金融資産をスムーズに取引（2025年8月31日 17:30）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB27AO60X20C25A8000000/>
- ゆうちょ銀行のデジタル通貨、「預金と同等」の利便性を武器に（2025年9月1日 19:33）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB011HZ0R00C25A9000000/>

①ディーカレットDCPについて | 直近プレス：シノケングループ・ゆうちょ銀行・弊社の3社間の協業開始

シノケングループ・ゆうちょ銀行・ディーカレットDCPが連携し、デジタル通貨を活用して不動産賃貸サービスの新規体験を創出
家賃・光熱費の支払・退去精算のデジタル化、行動変容等に基づくポイント還元、資産形成サービス創出等賃貸暮らし全体をサポート

2025年11月26日 プレスリリース

本検討で実現したいユースケース

2025/11/26 プレスリリース

シノケングループ、ゆうちょ銀行と協業し、デジタル通貨（ゆうちょ銀行のトークン化預金）の実証実験をスタート！

株式会社ディーカレットDCP（本社：東京都千代田区、代表取締役：村林 聡、以下：当社）は、株式会社シノケングループ（東京本社：東京都港区、代表取締役社長：玉置 貴史、以下、グループを総称してシノケングループ）および株式会社ゆうちょ銀行（本社：東京都千代田区、取締役兼代表執行役社長：空閑 貴之、以下、ゆうちょ銀行）と3社で、ゆうちょ銀行のトークン化預金（以下、「トークン化預金」）の活用に向けた協業のための基本合意書を締結したことをお知らせいたします。

1. トークン化預金とは
トークン化預金は、銀行預金をトークン化したもので、銀行預金と同じ安心・安全を備えながら、ブロックチェーンなどの技術を活用し、デジタル上で便利に使える預金です。取引記録や契約条件などのデータを連動させ、資金の流れのコントロールや自動化など、多様なサービスに活用できます。
現在、様々な業界で活用に向けた実証実験が進められていますが、不動産業界において、トークン化預金を活用した実証実験（PoC）を行うのは、シノケングループが初めての取り組みとなります。

(デジタル通貨の種類)

(トークン化預金の仕組み)

項目	種類	債権の創付け	発行体
デジタル通貨	中央銀行デジタル通貨	中央銀行が債権を保持	中央銀行
	民間銀行の預金トークン	銀行預金	民間銀行 (ゆうちょ銀行)
ステーブルコイン	USDC など	国債・預金など	民間企業など

トークン化預金の安心・安全な仕組み
「トークン化預金」は、銀行とブロックチェーンの力を融合させた預金です。

- ① 債権の裏付け: 銀行の預金債権が裏付けを確保します。
- ② デジタル化: 銀行の預金債権が、ブロックチェーン上で記録されます。
- ③ 新しい機能: 「暗号資産」や「暗号資産」以外の機能が利用されます。
- ④ サービス利用: 本サービスの利用が容易になります。

2. 実証実験とスケジュール
今回の実証実験（PoC）では、シノケングループの賃貸管理における月次賃料の支払いをユースケースとして、トークン化預金を活用した決済の自動化・効率化を検証し、2025年12月末の完了を目指します。結果を踏まえ、2026年以降の本格的な導入に向けて準備を進めてまいります。



<参考：メディア掲載記事>
日本経済新聞 電子版（2025年11月26日 2:00）
■ ゆうちょデジタル通貨で家賃支払い シノケン、引き落とし日を自由に設定 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB2028G0Q5A121C2000000/>)
COINPOST（2025年11月28日 18:47）
■ ゆうちょ銀行のトークン化預金が不動産決済に進出—ディーカレットDCP・シノケンと協業 (<https://coinpost.jp/?p=670049>)

①ディーカレットDCPについて | 直近プレス：TMNと弊社で流通事業者向けの新たなサービス開発に関する検討開始

流通・小売・サービス事業者向けにキャッシュレス決済サービスを提供する、トランザクション・メディア・ネットワークス社と協業し、新たなサービスの開発に向けた検討を開始した旨、公表

2025年12月17日 プレスリリース

2025/12/17 プレスリリース

TMNとディーカレットDCPがデジタル通貨DCJPYを活用した流通事業者向けの新たなサービス開発で協業検討開始

デジタル通貨の実用化普及に貢献

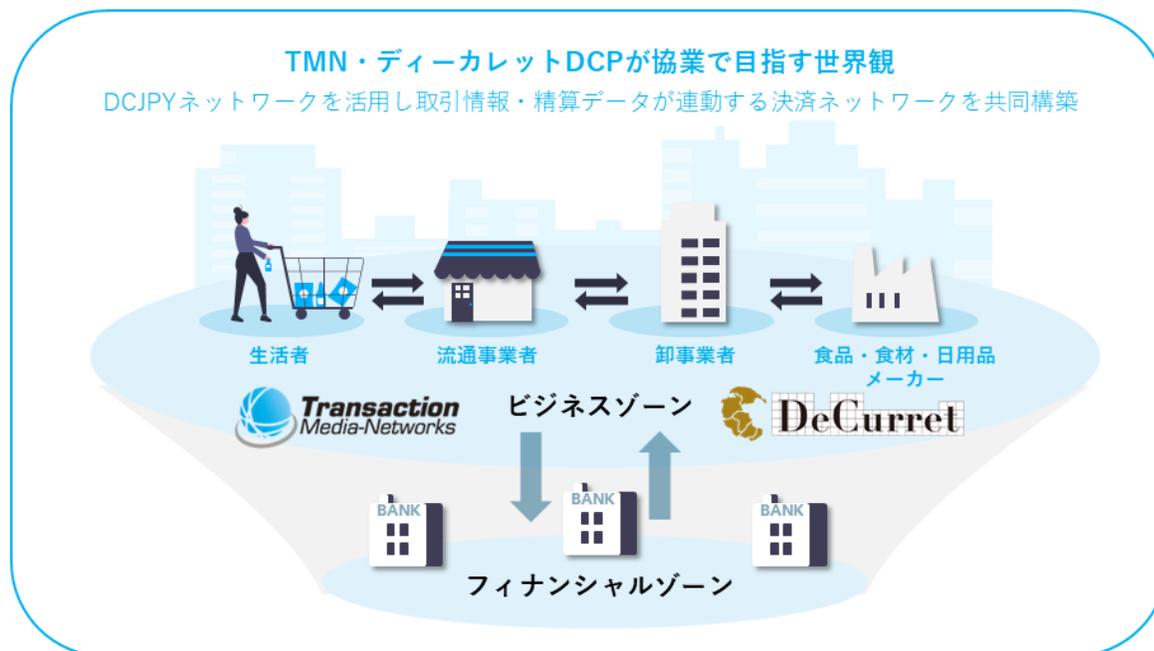
電子決済サービスの株式会社トランザクション・メディア・ネットワークス（本社：東京都中央区、代表：大高 敦、グロース市場：5258、以下TMN）とデジタル通貨事業の株式会社ディーカレットDCP（本社：東京都千代田区、代表取締役会長兼社長執行役員 CEO：村林 聡、以下ディーカレットDCP）は、デジタル通貨DCJPYを活用した流通事業者向けの新たなサービス開発で協業の検討を開始したことをお知らせします。

両社は、

- ・TMNが有する流通事業者とのネットワーク基盤および決済・購買データ基盤
- ・ディーカレットDCPのトークン化預金*2口座およびデジタルアセット基盤

を連携させることで、流通事業者向けに新たなサービス開発を行い、消費者の新しい購買体験を創出することを目指しています。

協業により目指す世界観



<参考：メディア掲載記事>

日本経済新聞 電子版（2025年12月16日 17:00）

- デジタル通貨の決済システムを開発 ディーカレット、TMNと連携
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB15AT30V11C25A2000000/>

①ディーカレットDCPについて | 直近プレス：国内初・セキュリティトークンDvP決済の実発行検証

2025年12月25日-26日の日本経済新聞の電子版と朝刊一面に掲載。同月26日、プレスリリースを公表
今年3月に二次流通市場を想定したSTのDVP決済をBOOSTRYとシステム連携の上で実証予定

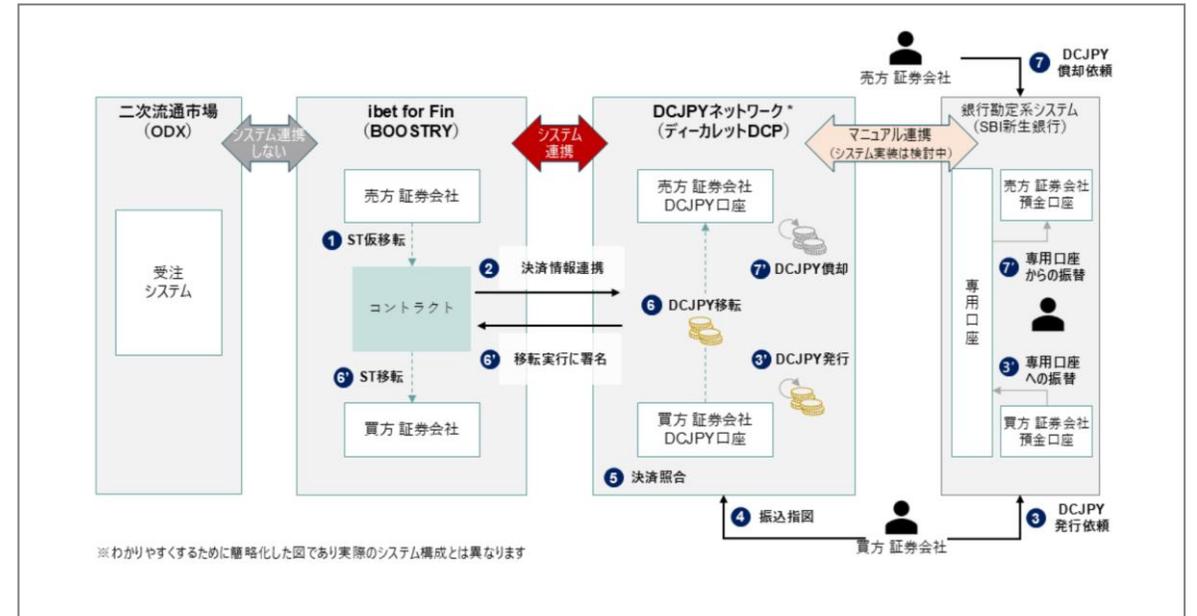
2025年12月26日 プレスリリース

2025/12/26 プレスリリース

国内初のトークン化預金によるセキュリティトークン決済の実発行検証に関する協業開始について

株式会社SBI証券（代表取締役社長：高村 正人、以下「SBI証券」）、大和証券株式会社（代表取締役社長：萩野 明彦、以下「大和証券」）、株式会社SBI新生銀行（代表取締役社長：川島 克哉、以下「SBI新生銀行」）、株式会社BOOSTRY（代表取締役社長：平井 数磨、以下「BOOSTRY」）、大阪デジタルエクステンション株式会社（代表取締役社長：舩 仁雄、以下「ODX」）、株式会社ディーカレットDCP（代表取締役会長兼社長執行役員CEO：村林 聡、以下「ディーカレットDCP」）は、セキュリティトークン（以下「ST」）1の二次流通市場の発展に向けた新たな決済スキームを実現するべく、トークン化預金DCJPY（以下「DCJPY」）を利用したSTのDVP2決済の実証（以下「本プロジェクト」）に関する協業を開始しました。本プロジェクト関係者は、2025年8月に、検証用データを用いたSTとDCJPYのDVP決済の検証を実施し、STの二次流通時を想定したDVP決済に係るシステムイメージと業務フローの整理を概ね完了しております。今後、STおよびDCJPYの実発行による検証に取り組んで参ります。

DCJPYを活用した実証イメージ



<参考：日経 記事>

- 大和証券とSBI、デジタル証券決済を迅速に トークン化預金活用（2025年12月25日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUB248J90U5A221C2000000/>
- SBI証券・大和証券など、トークン化預金によるセキュリティトークン決済の実発行検証に関する協業を開始（2025年12月26日）
https://www.nikkei.com/article/DGXZRSP701286_W5A221C2000000/

②デジタル通貨の動向と見通し | 民間発行デジタル通貨

デジタル通貨の普及に向けては、安定性・安全性が求められるようになり、2010年代後半にはステーブルコインが誕生
2020年代に入ってからにはトークン化預金(Tokenized Deposit / DCJPYも該当)の実現に向けた取組みが活性化

グローバル

国内

グローバル			国内	
2008年10月	サトシ・ナカモトによるビットコインのホワイトペーパー公開	2000年代		
2009年1月	ビットコインのジェネシスブロック生成、初送金			
2014年12月	マイクロソフトがビットコインによる決済の取扱いを開始	2010年代	2012年8月	レジュプレス(現・コインチェック)創業、2014年8月より、暗号資産交換所「Coincheck」のサービス提供開始
2015年2月	世界初のステーブルコイン(SC)として、USDにペッグする法定通貨担保型SC「Tether/USDT」が発行		2016年5月	仮想通貨を定義する改正資金決済法が成立、翌年4月施行
2019年2月	JPMorganがトークン化預金「JPM Coin」発行計画を発表		2019年3月	金商法・資金決済法の改正案が閣議決定、ビットコイン等の仮想通貨の呼称が「暗号資産」に変更
2019年6月	Facebook(現・Meta)がデジタル通貨「Libra」の発行計画を発表(⇒2022年1月、計画断念)			
2021年4月	JPMorgan、DBS、Temasekの3社で、ブロックチェーンを用いた国際決済プラットフォームの構築に取組む「Partior」の共同設立を発表	2020年代	2020年2月	デジタルカレンシーLab(現・ディーカレットDCP)設立、同年6月からのデジタル通貨勉強会を経て、12月にデジタル通貨フォーラム設立
2021年6月	エルサルバドルでビットコインが正式な法定通貨に		2021年11月	DCJPYホワイトペーパーを公表
2022年5月	アルゴリズム型ステーブルコイン「TerraUSD」のディペッグ(※)が発生 法定通貨担保型SCにまで影響が波及		2022年6月	海外各国に先駆けてSCに関する包括的な制度整備を行う改正資金決済法が成立、翌年6月より施行
2022年5月	シンガポール金融管理局がJP Morganと連携し、法定通貨を含む資産のトークン化等に関するプロジェクト(PJ Guardian)を立上げ		2022年9月	PJ GuardianにSBIデジタルアセットHDが参画
2023年10月	JPM Coinの日次平均取引額が10億ドルにのぼるとの報道		2024年4月	北國銀行が、預金型デジタル通貨「トチカ」のサービスを開始
2024年1月	ビットコイン現物ETFが米SECにて承認		2024年8月	GMOあおぞらネット銀行がトークン化預金「DCJPY」の取扱開始
2025年7月	米国のステーブルコイン規制を定めた「GENIUS法」が成立		2025年9月	ゆうちょ銀行におけるトークン化預金の取扱いに向けた検討を公表 SBI新生銀行、Partior、ディーカレットDCPの3社で、トークン化預金での外貨取引に関する検討開始に合意した旨を公表
		2025年10月	日本初の円建SC「JPYC」が取扱い開始	
		2025年11月	金融庁が「決済高度化プロジェクト(PIP)」を立上げ、3メガバンク共同のSC発行の実証事業が1号案件に認定	

②デジタル通貨の動向と見通し | 中央銀行デジタル通貨 (CBDC)

中央銀行デジタル通貨 (CBDC) とは、既存の中央銀行預金とは異なる、新たな形態の電子的な中央銀行マネー
一般消費者に向けた一般利用型CBDCは民間業者を介した二層構造での運用が見込まれる

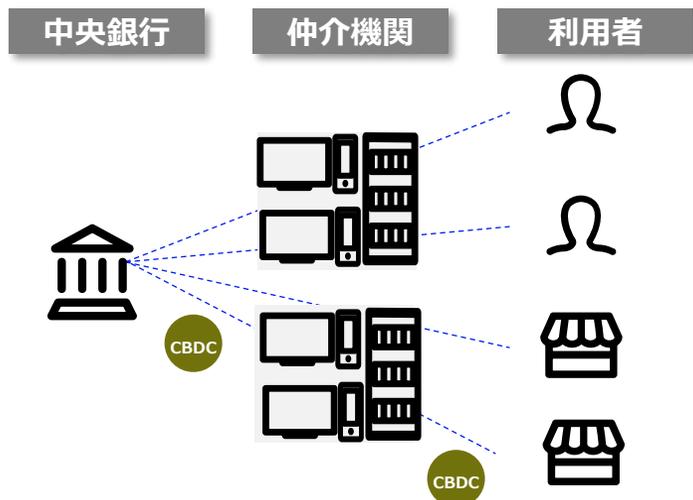
CBDC概要 (日本)

CBDCとは

- デジタル化されていること
- 円などの**法定通貨建て**であること
- **中央銀行の債務として発行**されること

検討中の発行形態

- 一般利用型CBDC (一般消費者向け)
 - 二層構造 (間接型) の決済システムの維持
- ホールセール型CBDC (企業間送金・決済向け)



CBDCの取組変遷

世界での取り組み

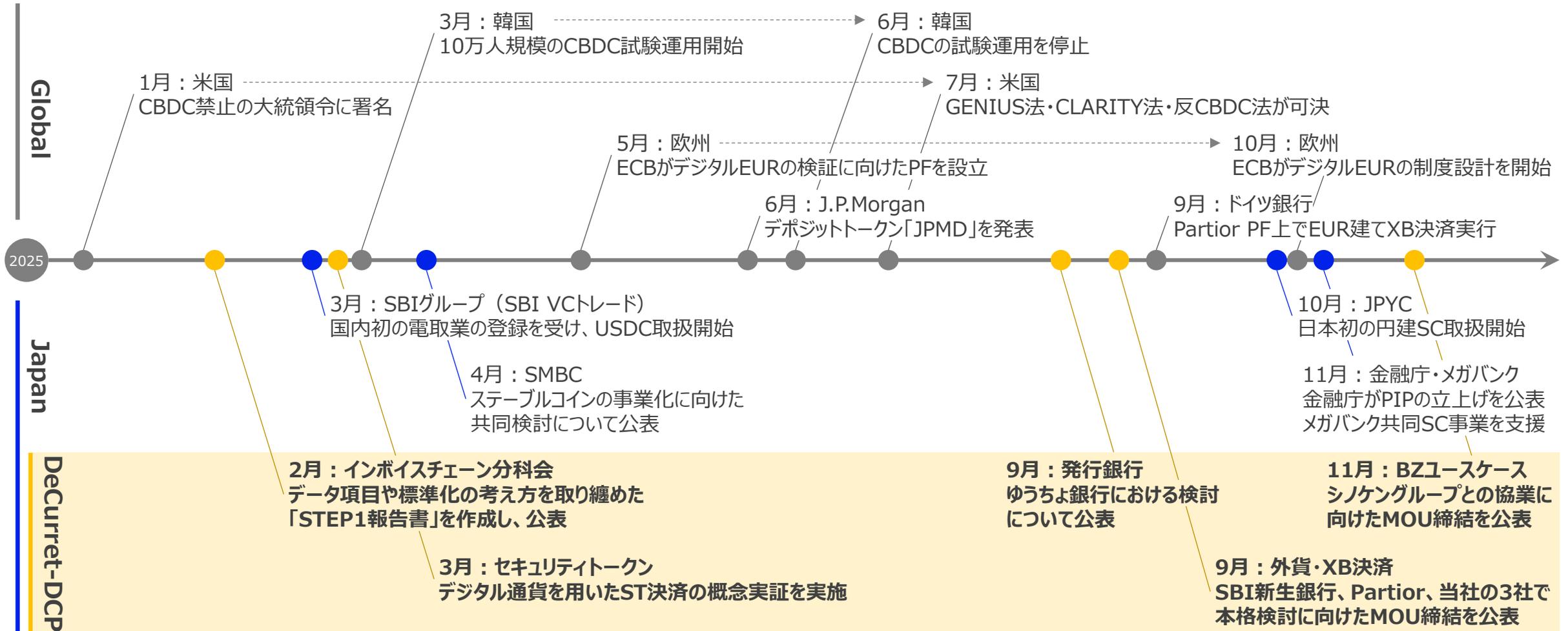
- 2019/06 グローバル・ステーブルコインの構想
- 2019末 中国人民銀行 パイロット実験開始
- 2021/07 ECB 調査フェーズの開始
- 2021/10 G7「リテールCBDCに関する公共政策上の原則」公表
- 2022/01 米国FRB ディスカッションペーパー公表
- 2022/09 米国財務省「通貨と決済の未来」公表
- 2022/09 ECB 調査フェーズ進捗報告書公表
- 2022/12 ECB 調査フェーズ第2次進捗報告書公表
- 2023/02 英国財務省・BOE 市中協議開始
- 2023/04 ECB 調査フェーズ第3次進捗報告書公表
- 2023/06 欧州委員会 デジタルユーロ規則案公表
- 2023/07 ECB 調査フェーズ第4次進捗報告書公表
- 2024/06 中国 e-CNYの総取引額7兆元に到達
- 2024/06 mBridgeプロジェクト 最小実用製品(MVP) 段階に到達
- 2025/01 米国 CBDC禁止の大統領令に署名
- 2025/04 韓国 CBDCを国内セブンイレブンで試験運用
- 2025/07 米国 反CBDC法が議会で可決
- 2025/10 ECB デジタルEURの制度設計を開始し、2029年にも発行する可能背がある旨を発表

日本での取り組み

- 2020/10 日本銀行「中央銀行デジタル通貨に関する取組方針」公表
- 2021/04 日本銀行 概念実証 (フェーズ1) の開始 (~2022/3)
- 2022/04 日本銀行 概念実証 (フェーズ2) の開始 (~2023/3)
- 2022/05 日銀連絡協議会「中間整理」公表
- 2023/04 日本銀行 パイロット実験開始
- 2023/04 財務省 CBDCに関する有識者会議にて議論
- 2023/06 「経済財政運営と改革の基本方針2023」等の決定
- 2024/03 金融庁 FIN/SUM2024にて民間企業との連携強化について議論
- 2024/011 日本銀行 CBDCフォーラムにて実用化に向けた検討

②デジタル通貨の動向と見通し | 2025年におけるデジタル通貨の主要トピックス

2025年は特に国内において、SBI VCトレードによる電取業登録に基づくUSDCの取扱いの開始や、JPYCによる円建てSC取扱い開始等、ステーブルコイン元年と言えるトピックスが多かったが、トークン化預金を推進する当社においても大きな事業進展あり



主要国のデジタルマネーに対するスタンス

欧州

- USD建てステーブルコインにEURが淘汰されてしまうことのないよう、中央銀行（ECB）主導でCBDCの導入検討を推進
- 民間銀行との二層構造*を維持したスキームを検討

中国

- 国家主導でCBDC導入を推進
- 直近、二層構造*による信用創造機能の維持のため、共通システムに基づく民間銀行のトークン化預金型にスキームシフト

米国

- GENIUS法・反CBDC法が可決され、民間主導によるステーブルコイン発行の流れが一層加速
- 一方でJPMやCitiのような主要銀行はトークン化預金にも取組み

日本

- 主要国の動向を注視しつつ、全方位的に取組みを行っている状況
- 基本的には民間主導であるが、米国の動きに取り残されないよう、官が音頭を取って推進する動きも一部見られる

②デジタル通貨の動向と見通し | 銀行におけるデジタル通貨導入検討の背景と狙い

“Banking is necessary, but banks are not” というビル・ゲイツの有名な言葉が現実化しつつある昨今において、効率的かつ柔軟な金融システムの構築は、銀行にとって避けられない流れであり、海外のトレンドも踏まえれば、早急な対応が求められるもの

背景

- ✓ かつてのビル・ゲイツの発言のように、銀行そのものではなく、銀行機能のみが求められる時代に入
- ✓ 一方で、勘定系システムを含む既存の金融インフラは、こうした時代の流れに対応できる柔軟性を有しておらず対応が急務
- ✓ また、米国を中心としたステーブルコインやトークン化預金のトレンドは、グローバルに拡大しており、早急に手を打たなければ国際金融の場において邦銀は取り残され、多くの取引機会を失うだけでなく、円の競争力が低下し、円建資産の価値自体が大きく損なわれてしまうリスクが、徐々に現実化しつつある

狙い

新たな金融システムの構築・導入による効率化

- ✓ トランザクションあたりのコストの削減やリードタイムの短縮等、金融取引の“安く”・“早く”を実現する
 - ⇒ 主に法人が関わる多頻度小口決済や海外送金等の領域で、デジタル通貨取引へのリプレイスを引き起こすことを企図

柔軟な金融機能提供によるシームレスな決済体験

- ✓ APIやスマートコントラクトを用いた金融機能の提供により、非金融サービスと金融サービスのシームレスな融合を実現
 - ⇒ 商取引に係るデータやアセットをオンチェーンに取込むことで、様々な取引が自動化された新たな決済体験を提供する

②デジタル通貨の動向と見通し | 銀行目線でのステーブルコインとトークン化預金の比較

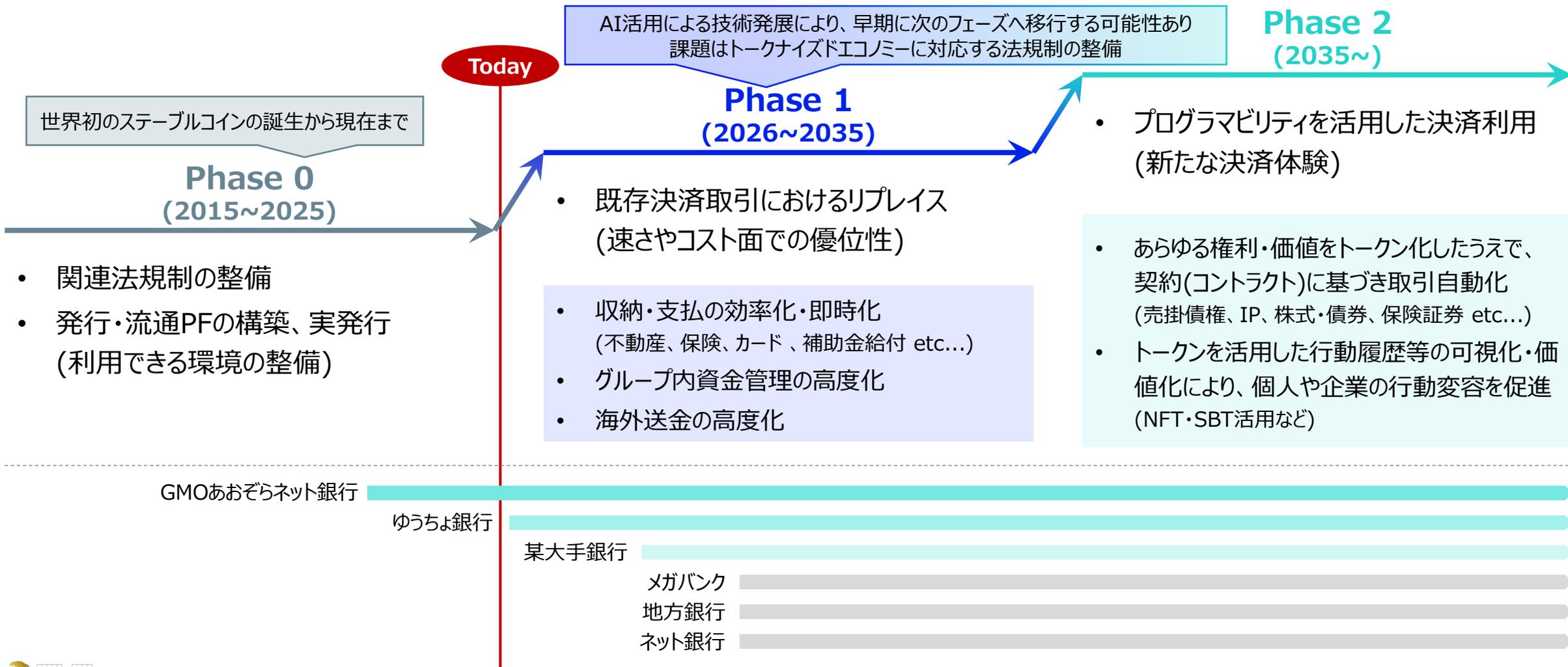
銀行にとって、どちらのスキームで取組むべきかは、その目的にもよるが、昨今の金利上昇局面においては預金確保が重要なファクターとなっており、その点においてはトークン化預金に利があり

	トークン化預金	ステーブルコイン	備考等
導入コスト	△ 勘定系システムとの接続に際し 一定のコスト負担あり	○ 勘定系システムへの影響僅少な分 導入コストは軽い	各行の勘定系システムの仕様によっても、 導入コストに差分あり
運用コスト	○ 既存金融インフラよりも低い トランザクションコストを想定	△ トランザクションコストは低減見込も スキーム上、信託コストが発生	信託コストに加え、ステーブルコインと預金との 付け替えにおいても為替コストが発生
柔軟性	○ 主に更新系APIを用いて 様々なサービスと連携可能	◎ 更新系APIに加え、オンチェーンでの スマートコントラクトも実装しやすい	トークン化預金は主にプライベートチェーン、 市テーブルコインはパブリックで構築される点 で、コントラクト実装難易度に差異が発生
預金確保	◎ 預金そのものであり、流出防止および 新規獲得の効果を見込む	△ 預金の外部流出リスクがあり、 信用創造も機能しない	ステーブルコインの場合で、信託銀行から 委託者たる銀行に対象資産を預け入れた となれば必ずしも左記の通りではない

②デジタル通貨の動向と見通し | 国内における市場発展フェーズイメージ

国内では2025年度に大きくビジネスが動き、ようやくデジタル通貨経済の夜明けが始まったフェーズ

今後、まずは即時・低コスト決済といった優位性を活かした既存決済取引の置き換えから、徐々に流通が拡大していくものと想定



②デジタル通貨の動向と見通し | 国内における市場発展の課題

デジタル通貨のマスアダプションを進めていくにあたって、まずはユーザビリティの観点で、高いリテラシーを求めないUI/UXの構築が必須
スマートコントラクト等を用いた新たな決済体験の実現に向けては、現行法では未整備のトークン化アセットの取扱いを明確化していくことが肝要であると思料

	#	テーマ	課題概要	解消に向けた弊社の取組み
ユーザコンティ	1	分かりやすいUI/UX	<ul style="list-style-type: none"> Web3ウォレットを用いた取引は、一定のリテラシーが求められるため、初心者にはハードルが高い 所要金額を都度ウォレットに移すと二度手間になる 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ユーザーも事業者も、従前の銀行預金と同じ感覚で利用できるよう、ユースケース毎の初期設定時以外はデジタル通貨口座を開かなくても、オートスイープにより取引が自動完結するようなUI/UXの構築を検討
	2	発行銀行の拡大	<ul style="list-style-type: none"> 利用可能な銀行が少ないうちは、ユーザーの選択肢が制限されてしまう 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ メガバンク等の主要行への継続的アプローチに加え、勘定系ベンダーと、効率的な接続方法確立に向けた協議を実施中
インフラ	3	法規制面のグレーゾーン解消	<ul style="list-style-type: none"> 各種債権等をトークン化した場合の、法的な裏付けが明確になっていないケースがあり、取引にあたってリスクが残る 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁を始めとして、ユースケース毎に関係当局との対話を行い、特にグレーゾーンとなり得る領域について丁寧な確認を実施

■ ご留意事項

本資料は法律上・会計上・税務上の取扱いについて、弊社が専門的な助言を行うものではありません。本資料に掲載されている情報や意見は、信頼できると考えられる情報源より取得したものです。その情報の正確性および完全性を保証または約束するものではありません。本資料に記載された事項に関する法律上・会計上・税務上の取扱いについては、貴社ご担当の顧問弁護士、会計士、税理士など専門家にご相談下さいようお願い申し上げます。なお、本資料の作成日以降に生じた事情により、将来予測に変更があった場合でも、当社は本資料を改訂する義務を負いかねます。

本資料は、将来の予測等に関する情報（「将来予測」）を含み、また当社は将来予測に関する発言を行っておりますが、現時点での当社の判断を示しているに過ぎず、実際の過程や結果とは著しく異なる可能性があります。したがって不確実性やリスク要因をあわせて考慮する必要がある点にご留意ください。

本資料に関連して生じた一切の損害について、当社は責任を負いかねます。

本資料には当社の権利に帰属する秘密情報を含みます。本資料の著作権は当社に帰属し、著作権法及び国際条約により保護されており、書面による当社の事前の許諾なく、本資料の全部もしくは一部を引用または複製、翻案、公衆送信等することは禁じられています。

■ 当社の情報

株式会社ディーカレットDCP

電子決済等代行業者 関東財務局長（電代）第92号

